

# 規制対象事項チェックリスト

## 127 四アルキル鉛

1. 四アルキル鉛を用いて行う業務に労働者を従事させるときは、四アルキル鉛の蒸気の発生源ごとに、その蒸気を十分に吸引できるドラフトを設けている。
2. 四アルキル鉛を用いて行う業務に労働者を従事させるときは、作業に従事する労働者に、不浸透性の保護前掛けおよび保護手袋を使用させている。
3. 四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について、[1]保護具を点検し、異常のあるものを補修し、または取り替えること、[2]使用時間の合計が破過時間の二分の一を越えた有機ガス用防毒マスクの吸引かんを取り替える次の措置を講じている。
4. 四アルキル鉛等業務に労働者を従事させたときは、作業終了後、速やかに、その労働者が使用した保護具、作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されているものについては、焼却その他の方法により廃棄し、またはその汚染を除去している。
5. 洗身用過マンガン酸カリウム溶液並びに洗浄用燈油および石けん等を作業場所ごとに備えている。
6. 洗眼液、吸着剤その他の救急薬を作業場所ごとに備えている。
7. 除毒材および活性城白土その他の拡散防止材を作業場所ごとに備えている。
8. 鉄セメントその他の補修材を作業場所ごとに備えている。
9. 作業終了後、速やかに洗身させている。
10. 四アルキル鉛業務を行う作業場所または四アルキル鉛を入れたタンク、ドラムかん等がある場所に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示している。
11. 四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、労働者を作業場所等から待避させる体制ができている。
12. 四アルキル鉛に従事する者は、所定の衛生のための特別の教育を受けている。